**公害紛争処理の手引き**

―公害審査会制度を中心として―

大阪府公害審査会事務局

目　　　　次

１　公害紛争が発生した場合の法的な解決方法について

|  |  |
| --- | --- |
| （１）公害紛争の解決手段のあらまし・・・・・・・・・・・・・・・・ | １ |
| （２）公害審査会と公害等調整委員会について・・・・・・・・・・・・ | ２ |
| （３）公害審査会と裁判所について・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ３ |

２　公害審査会について

|  |  |
| --- | --- |
| （１）公害審査会の概要について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ４ |
| （２）公害審査会の取り扱う公害紛争について・・・・・・・・・・・・ | ４ |
| （３）あっせん、調停、仲裁について・・・・・・・・・・・・・・・・ | ４ |
| （４）調停等の申請者について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ６ |
| （５）申請の手数料について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ６ |
| （６）調停の進行について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ８ |
| （７）調停の申請の仕方について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ９ |
|  |  |
| 調停申請書の記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 11 |
| 意見書の記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 15 |
| 様　式　集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 18 |
| 公害調停事件の主な流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 22 |

**１　公害紛争が発生した場合の法的な解決方法について**

（１）公害紛争の解決手段のあらまし

　　　公害について紛争が発生した場合、被害者は次のような手段に訴えて、その解決を図ることができます。

公害の発生

各市町村の公害

苦情相談員等への苦情申立て

〇公害審査会へのあっせん・調停・仲裁の申請

〇公害等調整委員会へのあっせん・調停・仲裁・裁定の申請

裁判所への訴えの提起又は調停の

申立て

　①　公害苦情相談は、被害の生じた場所にある市町村の公害担当窓口で行っています。苦情を受けた相談員等は、被害者と加害者からそれぞれに被害や加害の実情を聴取し、現場で騒音や振動値を測定するなどして事実を十分に把握します。その上で加害者に公害防止の対策を指導するなどして紛争の解決に努めています。この各市町村の行う公害苦情相談は、被害者の身近にあって気軽に利用のできる紛争解決のための制度となっています。

　②　公害審査会及び公害等調整委員会は、学識経験者などの有識者から構成された調停委員等が、中立的な立場で当事者の間に立ち、話し合いを進め問題の解決を図ることを目的としています。公害審査会等はこの目的のためにあっせん、調停、仲裁を行っていますが、この手引きでは、調停を中心にその内容を詳しく説明します。

　③　裁判所への訴えの提起は、裁判所が被害者の訴えの適否を法令に照らして判断し、当該紛争の強制的な解決を目指すものであり、裁判所への調停の申立ては、調停委員が当事者の間に立って話し合いによる解決を図ろうとするものです。

（２）公害審査会と公害等調整委員会について

　　行政機関による公害紛争処理機関として、各都道府県に公害審査会が、国

に公害等調整委員会が置かれています。その地域において生じた公害紛争

は、基本的には公害審査会が取り扱いますが、これらの紛争のうちでも後述

するような重大な内容を持つ紛争や責任裁定などの特別な解決方法を求め

る紛争については、公害等調整委員会が取り扱うことになっています。

　①　各都道府県に設置された公害審査会は、その地域で生じた典型７公害（後

記２の（２）参照）に関する公害紛争について、あっせん、調停、仲裁等を

行っています。

　②　公害等調整委員会は、典型７公害のうち、水俣病やイタイイタイ病に代表

される重大な健康被害に関する紛争、大気汚染、水質汚濁による動植物など

の被害で、その被害総額が５億円以上の紛争、航空機及び新幹線の騒音に関

する紛争など重大な内容の紛争について、あっせん、調停、仲裁を行うこと

とされています。

　　　また、公害等調整委員会は、あっせん等の他に原因裁定と責任裁定を行っ

ています。原因裁定とは、公害紛争における因果関係の存否（その被害が加

害者とされる者の行為によって生じたものであるかどうか）を判断するもの

であり、責任裁定とは、公害紛争について損害賠償責任の有無、及び賠償す

べき損害額を判断するものです。

（３）公害審査会と裁判所について

　①　公害審査会の手続きは、裁判所の手続きに比べて、簡易で弾力的に運用さ

れており、紛争の迅速な解決が図られることになっています。また、調停委

員会には職権による調査や資料収集が認められるなど、紛争を解決するうえ

で重要となる被害の実態を積極的に把握できる体制がとられています。

　　　さらに、多種多様な公害事案の解明に必要とされる専門的知識について

は、公害審査会に専門家をそろえ十分な対応を図っています。

　　　手数料についても裁判手続きに比べて低廉であり、当事者の経済的負担

の軽減が図られています。

　②　裁判の場合は、判決により、あるいは和解などにより紛争の終局的な解決

が図られますが、公害審査会による紛争の解決は、話し合いによる合意の形

成を目指すものなので、結果的に合意が得られない場合には手続きは打切り

になります。

**２　公害審査会について**

（１）公害審査会の概要について

　　　公害審査会は、各都道府県において設置することができるとされ、大阪府

　　は知事の附属機関として、昭和４５年１１月にこれを設置しました。

　　　大阪府の公害審査会は、弁護士、学識経験者など１５名の委員から構成さ

れています。委員は府議会の同意を得て、知事が任命することになっていま

す。

（２）公害審査会の取り扱う公害紛争について

　　　公害審査会で取り扱う「公害」とは、「事業活動その他の人の活動に伴っ

　　て生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭（これを「典型７公害」と言います。）によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生じることをいう」とされています。この公害は、必ずしも現在生じている被害に関するものである必要はありません。将来生ずるおそれのある被害に関するものでもかまいません。

　　　なお、公害審査会の対象となる公害は典型７公害をいい、日照、通風、眺望などの阻害や電波障害などは含まれません。しかし、例えば、建築工事に伴う騒音、振動による被害に加えて付随的に日照阻害などが問題とされたような場合、調停等の中で日照阻害についても解決に向けて話し合うことは許されると考えられています。

（３）あっせん、調停、仲裁について

　　　公害審査会は、典型７公害について、あっせん、調停、仲裁を行っています。これらの手続きは当事者のプライバシー保護の必要性等から、法律により非公開で行うこととされています。以下、便宜上、調停、あっせん、仲裁の順序で説明します。

①　調　停

　　調停は、公害審査会委員の中から３名の委員が調停委員会を構成して行っています。調停委員会は、調停期日において被害者から被害の実態や損害の程度などを、相手方からはこれに対する反論などを聴取し、当事者の主張内容や事実関係を明らかにして、公平で当事者に納得のいく解決策を探ります。その上で、これに基づいて、当事者双方を説得したり、あるいは調停案を提示するなどしてお互いの合意点を見いだすよう努力します。これらの手続きは当事者から別々に話を聞いたり、あるいは双方同席の下で事情を聴取するなどして進められます。その結果、当事者双方に納得のいく解決策が見つかれば調停が成立することになります。

　　　なお、調停委員会は、当事者の合意が得られることが困難な場合であっても相当と認めるときは、調停案を作成し、当事者に対してその受諾を勧告することがあります。

　　また、調停が成立したにもかかわらず、当事者の一方が合意によって決まった義務を履行しないときは、調停委員会は当事者の申し出により義務の履行状況を調査したり、履行に関する勧告をして義務者に履行を促すことができます。

②　あっせん

　　調停は、調停委員会が主体となって話し合いを進める制度ですが、あっせんは当事者が主体となって当事者自身の努力による自主的解決を期待する制度であり、あっせん委員は当事者の話し合いを側面から援助します。したがって、当時者が自分達で積極的に話し合い、お互いに譲り合って紛争を解決しようという気持ちを持たない場合には、あっせんの申請を行うのは適当とはいえません。

　　あっせんは公害審査会委員の中から選ばれた３名以内のあっせん委員が行います。

③　仲　裁

　　仲裁は、紛争当事者の双方が裁判所に訴える権利を放棄し、紛争の解決を公害審査会委員の中から選ばれた３名の仲裁委員からなる仲裁委員会に委ね、その判断に従うことを約束することによって行われます。

　　　仲裁は、あらかじめ紛争当事者が裁判所に出訴する権利を放棄し、仲裁に従うという重要な内容を含んだ仲裁契約を結ぶことが前提となっています。仲裁の申請に基づいて仲裁判断がなされると、それは確定判決と同一の効力を持ちます。

（４）調停等の申請者について

　　　調停等を申請できるのは、公害の被害者に限りません。紛争の当事者であれば加害者も申請できます。

（５）申請の手数料について

　①　調　停

　　調停の申請手数料は調停を求める事項の価額によって決まります。例えば、損害賠償を求める場合は、その額が求める事項の価額になります。

　　この手数料は、納付書による金融機関の窓口での納付となります。その申請手数料は表のとおりです。

　　なお、価額の算定が不可能な場合、例えば騒音、振動の差止めなどの調停を求める場合には、価額を５００万円として算定します。したがって、この場合必要な手数料は３８００円です。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 調停を求める事項の価額 | 手数料 | 調停を求める事項の価額 | 手数料 |
| ５０万円 | １,０００円 | ９００万円 | ６,６００円 |
| １００万円 | １,０００円 | １,０００万円 | ７,３００円 |
| ２００万円 | １,７００円 | ２,０００万円 | １３,３００円 |
| ３００万円 | ２,４００円 | ３,０００万円 | １９,３００円 |
| ４００万円 | ３,１００円 | ４,０００万円 | ２５,３００円 |
| ５００万円 | ３,８００円 | ５,０００万円 | ３１,３００円 |
| ６００万円 | ４,５００円 | ６,０００万円 | ３７,３００円 |
| ７００万円 | ５,２００円 | ７,０００万円 | ４３,３００円 |
| ８００万円 | ５,９００円 | ８,０００万円 | ４９,３００円 |

　（算定方式）

　　なお、上記の手数料は、調停を求める事項の価額に応じて次に定めるところ

により算出して得た額となります。

ⅰ）調停を求める事項の価額が１００万円まで・・・・・・・１，０００円

ⅱ）調停を求める事項の価額が１００万円・・・・・・・ その価額１万円

　　を超え１,０００万円までの部分　　　　　　　　　　までごとに７円

ⅲ）調停を求める事項の価額が１，０００万円・・・・・ その価額１万円

　　を超え1億円までの部分　　　　　　　　　　　　　 までごとに６円

ⅳ）調停を求める事項の価額が１億円・・・・・・・・・ その価額１万円

　　を超える部分　　　　　　　　　　　　　　　　　　 までごとに５円

　②　あっせん

　　あっせんの申請手数料は無料です。

　③　仲　裁

　　仲裁の申請手数料の定め方は、調停の場合と同様ですが、その額は異なります。詳細は、大阪府公害審査会事務局へお問い合わせください。

※なお、これらの手数料の納付が経済的に困難であると認められる場合、

　　　　手数料を減免し、または納付が猶予されることもあります。詳細は、

　　　　大阪府公害審査会事務局へお問い合わせください。

（６）調停の進行について

　　　調停が申請されて受け付けられると、公害審査会は被申請人に対して、その申請の内容に反論する機会を与えるために、相当期間（通常の場合約１ヶ月）を置き、意見書（記入例参照）の提出を求めます。これらの書類が出そろえば、調停委員会は当事者を呼び出して話し合いを開始します。これ以降、この話し合いは、調停委員、当事者双方が日時を打ち合わせて進行させることになります。話し合いの期日の間隔は、内容によって異なるので一概にはいえませんが、おおむね１ヶ月間隔で進められることになっています。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

第四回調停期日

第三回調停期日

第二回調停期日

第一回調停期日

反論書提出

申請・受付

　　　　　　　 相当期間

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 それぞれ約１ヶ月間隔

（７）調停の申請の仕方について

　　　調停は書面によって申請することとされています。申請書には次の事項を記載して正本１部、副本４部を提出します。ただし、相手方である被申請人が複数の場合は、その人数分だけ副本を追加しなければなりません（申請書の記入例参照）。

　①　当事者の氏名及び住所

　　　申請人と被申請人の全員の氏名と住所を記載します。当事者が法人であるときは、その名称と本店の所在地を記載し、あわせて代表者の氏名と住所をも記載します。当事者が多いときは、「別添当事者目録のとおり」と記載し、当事者目録を添付してください。

　②　代理人の氏名及び住所

　　　代理人を選任した場合は委任状が必要です（別紙様式①または②）。本人が未成年者のときは法定代理人が出席することになりますが、この場合は戸籍謄本等代理人の資格を証明する資料を提出する必要があります。申請人が多数であるために、代表者を選出した場合は代表者選定書（様式③）を提出することが必要です。

　　　なお、弁護士以外の者が代理人になろうとするときは、調停委員会の承認が必要となりますので、代理人承認申請書（様式④）を提出して、その承認を得なければなりません。

　③　公害の発生する事業活動の行われた場所及び被害の生じた場所

　　　公害の発生する事業活動が行われた場所は、例えば「〇〇市〇〇町〇番〇号に所在する被申請人所有の工場」などのように加害行為地を記載します。被害の生じた場所は現に被害の生じている場所を記載します。

　④　調停を求める事項

　　　調停を求める事項は、例えば、「被申請人は工場の外壁に防音壁を設置しなければならないとの調停を求める」などのように、申請人が被申請人に対して求める行為の内容を記載します。

　⑤　理由及び紛争の経過

　　　理由及び紛争の経過は、上記の調停を求める理由と当事者間のこれまでの紛争の経過を記載します。

　⑥　申請年月日

　　　調停を申請する年月日を記載します。

（調停申請書の記入例）

|  |
| --- |
| 年　　月　　日調　　停　　申　　請　　書大阪府公害審査会　様（住所）大阪市中央区大手前〇番〇号（氏名）　甲　田　太　郎　　　　　（住所）　同　上　　　　　　　　　（氏名）　甲　田　花　子　　　　　（住所）　同　上　　　　　　　　　（氏名）　甲　田　幸　子　　　　　（代理人による申請の場合は申請人代理人　〇〇〇〇など）　　申請人は、公害紛争処理法第26条第１項の規定に基づき、下記のとおり調停を申請します。　１　当事者　　　申請人　　（住所）大阪市中央区大手前〇番〇号（氏名）　甲　田　太　郎　　　　　（住所）　同　上　　　　　　　　　（氏名）　甲　田　花　子　　　　　（住所）　同　上　　　　　　　　　（氏名）　甲　田　幸　子　　　　　　　　被申請人　（住所）大阪市北区中浜〇番〇号　　　　　　　　（氏名）〇〇〇〇株式会社　　　　　　　　　　　　代表取締役　〇　〇　〇　〇　２　公害に係る事業活動の行われた場所及び被害の生じた場所　　(1)　事業活動の行われた場所　　　　 上記被申請人住所に所在する工場　　(2)　被害の生じた場所　　　　 上記住所に所在する申請人ら宅　３　調停を求める事項　　(1)　被申請人は、騒音について規制基準内にとどまるよう防音壁を設置するなどの対策を講じなければならない。　　(2)　被申請人は、振動についてこれを軽減する措置をとらなければならない。　　(3)　被申請人は、操業時間を午前９時から午後５時までとしなければならない。　　(4)　上記措置をとらない場合は、半年の猶予期間後、工場を移転しなければならない。　　との内容の調停を求める。　４　理由及び紛争の経過　　(1)　申請人　甲田太郎と甲田花子は夫婦であり、申請人　甲　　　　　田幸子はその母親である。申請人らは上記申請人の住所に同居している。　　(2)　被申請人会社は、機械製作を業とする株式会社であり、平成〇年〇月頃、上記住所に工場を設置した。　　(3)　被申請人会社は、稼働当初は、設備が小さかったためか、それほど騒音、振動を発生させていなかった。ところが、昨年〇月、被申請人会社は、工場内に増設工事を行い、機械製作のためのボイラー、モーター、コンプレッサー等を備え付けた。また、この増設工事後、それまでの午前９時から午後５時までの稼働時間を３時間延長し、午後８時までとするようになった。　　(4)　このため、増設工事後、被申請人工場の操業により騒音、振動が激しくなり、敷居の沈下、壁の剥離などの被害が生じ、申請人らは、会話や電話、テレビ、ラジオ等の聞き取りにも不自由を感じるなど日常生活に支障を生ずるようになってきた。　　(5)　そこで申請人らは、昨年〇月、被申請人会社に対しその対策を要望したが、被申請人会社は言を左右して誠実に対応しようとしなかった。　　(6)　申請人らは、本年〇月、〇〇市役所の公害相談員に実情を説明し、〇月〇日、申請人らの立会いのもとで、申請人らと被申請人の境界線上等において、騒音、振動値の測定を行ったが、その結果、振動は規制基準内であったが、騒音については規制値を超えていた。　　(7)　しかし、申請人らは、騒音に限らず振動による被害も大きいことから、公害相談員を通じて被申請人に対し、上記規制値を示しながら対処方を要望した。　　(8)　〇月〇日、相談員立会いの下で、申請人らと被申請人間の話合いが行われたが、被申請人は騒音については何らかの対策を講ずる旨述べたが、振動については規制基準値内であることを理由に対応できないと回答した。　　(9)　申請人らは、それでは何の解決にもならないと考えたので、この日以後３回の話し合いを重ねて振動に対する対策も要求したが、被申請人会社は上記回答に固執し、〇月〇日の最終話し合いで決裂状態となったので、本件調停申請に及んだものである。以上 |

（意見書の記入例）

|  |
| --- |
| 年　　月　　日意　　　見　　　書大阪府公害審査会　様　　　　　　　　　　　　　　大阪市北区中浜〇番〇号〇〇〇〇株式会社代表取締役　〇〇　　　　　　　　　　年（調）第〇号（〇〇〇〇）事件について、被申請人は次のとおり意見書を提出する。記　１　当事者及び公害にかかる事業活動の行われた場所について　　　上記に関する記載については特に争わない。　２　調停を求める事項について　　　調停を求める事項(2)、(3)及び(4)についてはこれに応じがたい。　３　理由及び紛争の経過について1. 理由及び紛争の経過のうち(1)、(2)、(3)、(7)及び(8)についてはこれを認める。
2. 理由及び紛争の経過のうち(4)については不知。
3. 理由及び紛争の経過のうち(5)、(6)及び(9)についてはこれを争う。

　４　紛争の経過について　　(1)　本年〇月〇日、申請人らは被申請人会社の事務室を訪れ、工場の騒音、振動がひどく、生活上に支障が生じているとして何らかの措置を取るよう要求した。　　(2)　そこで、被申請人会社は、翌日市役所に赴き、公害担当課の相談員に実情を説明したところ、〇月〇日に申請人らの立会いのもとで騒音、振動の測定を行うことになった。　　　　その結果は、申請人ら主張のとおりである。　　(3)　被申請人会社は、この結果から、騒音については対策をとることを決定し、申請人らとの話し合いに臨んだが、申請人らは騒音よりもむしろ振動の方が生活被害が大きいとして、被申請人会社の回答では満足しないとの態度に終始した。被申請人会社は、振動については規制基準値内ではあるが、本年から操業時間を延長したこともあるので、モーターとコンプレッサーに防振ゴムを接着すると同時に、防音設備については、専門業者の見積りをとり、被申請人会社の申請人ら側壁面に防音壁を設置することとした。防振ゴムの接着工事は〇月〇日に行ったが、防音壁は種々の事情から手続きが遅れており、本年〇月〇日より工事に着手することとしている。　５　被申請人の主張　　　上記紛争の経過において述べたように、申請人らの主張する防音壁の設置は〇月〇日から工事に着手することとしたい。　　 この工事によって、騒音値は規制基準の範囲内に留まることになる。振動については、その数値が規制基準内に留まっていることに加え、今回、防振ゴムを施したことによって申請人らの受忍限度内となったと考えられる。　　 また、稼働時間は、当面申請人らの要求するように午前９時から午後５時までとするが、防音壁設置後は午後７時まで延長する。以上 |

様式①委任状（弁護士に委任する場合）

|  |
| --- |
| 委　任　状　　年　　月　　日　住所　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　申請人　　　　　　　と被申請人　　　　　　　　との間の　　　年（　）第　号　　　　　　　　　　事件について下記の者を代理人に選任し、申請の取下げ、調停案の受諾及び代理人の選任を含む一切の権限を授与します。記事務所の所在地事務所の名称所属する弁護士会の名称電　話ＦＡＸ氏　名 |

様式②委任状（弁護士以外の方に委任する場合）

|  |
| --- |
| 委　任　状　　年　　月　　日住所氏名　　　　　　　　　　　　　申請人　　　　　　　と被申請人　　　　　　　　との間の　　年（　）第　号　　　　　　　　　　事件について下記の者を代理人に選任し、申請の取下げ、調停案の受諾及び代理人の選任を含む一切の権限を授与します。記住　所電　話ＦＡＸ氏　名 |

様式③代表者選定書

|  |
| --- |
| 代　表　者　選　定　書住所電話氏名　　　　　　　　　　　　　　私は、申請人　　　　　　　　　と被申請人　　　　　　　との間の　　　　年（調）第　号　　　　　　　　　　事件について、上記の者を公害紛争処理法施行令第３条第１項に規定する代表者に選定します。　　年　　月　　日住所氏名　　　　　　　　　　　　　　　住所氏名　　　　　　　　　　　　　　 住所氏名　　　　　　　　　　　　　　　 |

様式④代理人承認申請書

|  |
| --- |
| 代理人承認申請書　　年　　月　　日大阪府公害審査会調停委員会　様住所電話氏名　申請人　　　　　　　と被申請人　　　　　　　　との間の　　　　　　年（　）第　号　　　　　事件について、下記の者を代理人に選任したいので、承認を求めます。　　　　　　　　　　　記住所電話氏名　　　　　　　　　　　　　　職業当事者との関係代理人として適当な理由 |

**《公害調停事件の主な流れ》**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 時期 | 当事者 | 審査会委員 |
| 当初約１ヶ月後約２ヶ月後約３ヶ月後以後約１ヶ月ごとに開催約１年(事後処理) | 〇調停申請〇被申請人から意見書提出（日程調整）〇第１回調停期日への出席（双方、交互に意見陳述）（双方から現地調査における要望があれば提出）〇第２回調停期日（現地説明）【必要と判断されたとき】（意見書でのやりとり等）〇調停の終結〔調停調印、取下げ、打切り決定の受理等〕※義務履行の勧告申請等 | 〇会長、関係者へ報告　⇒会長から担当委員の指名（原則３名）（日程調整）〇第１回調停期日の開催（以後は、調停の最後に次回日程を調整し、決定する。）〇第２回調停期日（現地確認）【必要と判断されたとき】〇第３回調停期日の開催〇調停の終結〔成立、取下げ、打切り等〕※義務履行の勧告等 |

※時期や調停期日の開催回数については、目安を示したものであり事案ごとに異なります。